

# 地場産品等支援事業「西尾抹茶のトモ菓子」&「ばら小町」 参加店舗募集要項

1. 事業名	地場産品等支援事業「西尾抹茶のトモ菓子」&「ばら小町」
2. 事業概要	「抹茶に合う和菓子」という視点で、西尾の抹茶×和菓子の相乗効果による消費拡大を図るとともに、市民の地域への誇りや愛着を育む。 「西尾抹茶のトモ菓子」と統一コンセプト菓子「ばら小町」の2つの企画を実施し、主に認知度向上や情報発信など、PR面で市内和菓子店を支援する。
3. 事業内容	<p>企画① 『西尾抹茶のトモ菓子』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗の「抹茶に合う逸品」を募集し、トモ菓子として設定</li> <li>・各店舗のトモ菓子を掲載したパンフレットの作成</li> <li>・デジタルスタンプラリーの実施</li> <li>・西尾市公式 LINE アカウントや SNS 等にて情報発信</li> </ul> <p>企画② 『ばら小町』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗が「バラらしさ」を形やデザインで表現した和菓子を創作する ※和菓子そのものの形状、色彩、素材の組み合わせ等により、「バラ」を視覚的または感覚的に想起させる表現を行うこと。</li> <li>・各店舗のばら小町を掲載したチラシの作成</li> <li>・PR ポスターの作成</li> <li>・斎藤吾朗氏によるオリジナルロゴマークの作成 (ロゴマーク使用についてのガイドラインは別途案内します。)</li> <li>・市役所内にてポップアップショップの開設</li> <li>・西尾市 LINE 公式アカウントや SNS 等にて情報発信</li> </ul> <p>※トモ菓子のパンフレットにばら小町の掲載はありません。</p>
4. 実施期間	参加決定日～令和 9 年 3 月 31 日
5. 参加条件	<p>以下①②③のいずれにも該当する店舗</p> <p>①市内に所在する和菓子店 ②商品を自社製造している和菓子店 ③「西尾抹茶のトモ菓子」及び「ばら小町」の両企画に参加可能な和菓子店</p> <p>※ここにおける和菓子店とは、主に和菓子(生菓子、半生菓子、干菓子)を製造・販売しており、かつその店舗で取り扱う全商品のうち半数以上を和菓子が占める事業者を指します。</p>
6. 店舗配付物	本業務において作成したパンフレット、チラシ等 スタンプラリー関連の啓発品(ポスター・卓上POP・マニュアル等)
7. スケジュール	別紙参照
8. 西尾抹茶のトモ菓子について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トモ菓子として設定する商品は、<u>原材料に抹茶を使用していない商品</u>が対象です。</li> <li>・既存商品、新商品どちらでも可能です。</li> <li>・パンフレット用の写真撮影は、各店舗にて行います。その際、撮影用に商品をご用意いただきます。 ※進物・手土産用のパッケージ写真も合わせて掲載します。</li> <li>・パンフレットに掲載する商品説明等のコメントを提供してください。</li> </ul>

<p>9. 統一コンセプト菓子 「ばら小町」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バラらしさ」を形やデザインで表現した和菓子を創作していただきます。</li> <li>※バラの刻印のみは不可</li> <li>・商品名は「ばら小町」に統一します。</li> <li>・<u>原材料に抹茶を使用しないでください。</u></li> <li>・原材料に西尾産の農産物等を使用することを推奨します。 (いちご、饗庭塩、にしお小麦、バラシロップ、みりん等)</li> <li>・チラシ用の写真撮影時に現物をご用意していただきます。</li> <li>※市の指定した場所に商品をお持ちいただきます。</li> </ul>
<p>10. スタンプラリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式 LINE を活用したスタンプラリーを実施します。</li> <li>・スタンプラリー実施期間中の途中参加・途中辞退は原則不可となります。</li> <li>・送付されるマニュアルに従って実施をお願いします。</li> </ul>
<p>11. 募集期間</p>	<p>令和 8 年 3 月 24 日(火)～4月 20 日(月)</p> <p>※登録には西尾市の審査があります。</p>
<p>12. 誓約事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①「西尾抹茶のトモ菓子」と「ばら小町」の参加条件に該当します。</li> <li>②事業の趣旨を理解し、その目的達成のため、積極的に事業に協力します。</li> <li>③本事業の参加店舗募集要項に記載された内容をすべて理解し、その条件及び規則を遵守します。</li> <li>④本事業に関し、市から求められる依頼等について、提出期限や報告期限を遵守します。</li> <li>⑤原則、事業実施期間(参加決定日～令和 9 年 3 月 31 日(水))は参加店舗として事業に参加します。</li> <li>⑥参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。</li> <li>⑦事業実施に関し、西尾市から改善要請等があった場合は、それに従います。</li> <li>⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗ではありません。</li> <li>⑨代表者及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。</li> </ol> <p>※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。</p>
<p>13. 申込方法</p>	<p>原則、専用申込フォームから申込み。 専用申込フォーム</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><a href="https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys/5986627889248092747">https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys/5986627889248092747</a></p> <p>※WEB 申込ができない場合は、専用申込用紙(西尾市ホームページからダウンロード可)にご記入の上、FAX(0563-57-1322)か、持参または郵送で西尾市産業部商工振興課へ提出。</p>
<p>14. 問合せ先</p>	<p>西尾市産業部商工振興課 大竹、倉地 TEL:0563-65-2168 時間:9:00 ~ 16:00</p>